

4 人権教育

(2) 人権教育を推進するために

あらゆる教育活動を通じた人権教育の推進

人権教育は、いわゆる「人権学習」の時間のみに行われるものではない。常に人権に配慮した教育活動等に努めるなど、教育活動全体に人権教育を適切に位置付け、一人一人を大切にされた教育を推進することが重要である。その際、学校や地域の実態・課題の状況等を十分に把握して、人権教育推進計画を策定するとともに、校長のリーダーシップの下、全校推進体制を充実し、日常的に点検・評価を行い、さらに評価結果に基づく改善を図りながら、実践を進めていく必要がある。

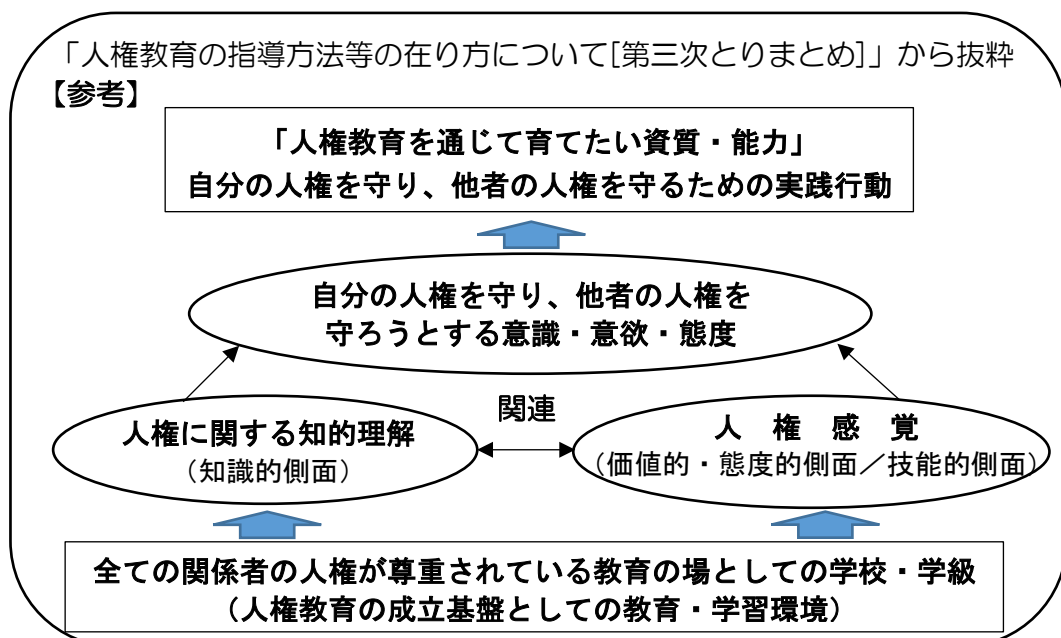
人権問題の解決に向けて実践する態度の育成

人権意識の高揚及び人権問題の解決に向けて実践する態度を育成するためには、人権に関する知的理解に深く関わる「知識的側面」の学習と人権感覚に深く関わる「価値的・態度的側面」、「技能的側面」の学習を結び付けた指導が重要である。そのためには、教科や特別活動等での指導を人権教育の視点で関連付ける必要がある。

また、人権学習の実施に当たっては、生命や人間の尊厳についての認識の基礎を培うとともに、自尊感情やコミュニケーション能力を育成するための学習等、普遍的な視点からのアプローチと、同和問題（部落差別）等様々な人権問題についての正しい理解と認識の基礎を培い、その解決に向けて実践する態度を育成するための学習等、個別的な視点からのアプローチを効果的に関連付けて指導していく必要がある。

京都府教育委員会では各学校での取組を支援するために、「人権学習資料集」「人権学習実践事例集」「人権学習モデルカリキュラム集」等を作成している。普遍的な視点からのアプローチと個別的な視点からのアプローチにより、児童生徒の発達の段階に即した体系的な人権学習の展開事例が掲載されているので、学校や地域、児童生徒の実態に応じて展開を工夫して積極的に活用することが望ましい。

「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」から抜粋【参考】



基礎学力の定着と希望進路の実現

生涯にわたって学び続ける基盤を培うという視点に立って、児童生徒の学力の向上、就・修学保障に努めるとともに、多様な進路を主体的に選択できるような力を身に付けさせることが求められる。そのため、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のために「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的に保育所・幼稚園・こども園・小学校で共有し、確実に基礎学力の定着を図ることや、小学校低学年段階から基本的な学習習慣を身に付けさせるとともに、個に応じた指導や授業評価に基づく授業改善等により基礎・基本の徹底を図ることが大切である。

また、京都府では、経済的理由等によって就・修学、技能習得や就職、進学が実現できないということが生じないよう、乳・幼児から高校卒業に至るまで各種の援護制度を設けている。詳しくは、各校（園）に配付されている「就・修学及び進学・就職を支援するための援護制度一覧」を参考にし、家庭と連携して有効に活用することが望ましい。

学校、家庭、地域社会及び関係諸機関等の連携・協働

人権教育の推進に当たっては、日常的・継続的な家庭との連携を強化するとともに、校種間及び地域社会、関係諸機関等と連携・協働を図り、「第2次京都府子どもの貧困対策推進計画」（令和2年3月策定）の趣旨も踏まえ、個々の児童生徒の課題に即したきめ細かな指導に努めなければならない。

教職員の人権意識の高揚

児童生徒の人権意識の高揚を図る上で、教職員が重要な役割を担うため、教職員自らが高い人権意識をもつとともに、人権教育に関する知識・技能を向上させることにより、人権尊重を踏まえた教育活動を進めることが大切である。とりわけ、体罰は、児童生徒の人権を侵害する絶対に許されない行為であるという認識と自覚を深め、体罰根絶に向けた取組を徹底することが重要である。また、児童生徒にとって深刻かつ重大な人権問題であるいじめを許さない学校づくりや、いじめの早期発見・解消に向けた組織的かつ適切な対応ができるよう、一人一人の教職員が確かな人権意識をもち、人権教育に関する教職員の意識調査の結果を踏まえ、実践力を高めることも重要である。

《参考資料》

- 「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」（京都府 令和3年3月）
- 「人権学習モデルカリキュラム集」（京都府教育委員会 令和6年3月）
- 「人権教育に関する教職員の意識調査 結果報告書」（京都府教育委員会 令和2年4月）
- 「人権教育を推進するために」（京都府教育委員会 毎年度発行）
- 「人権教育指導資料－2つのアプローチから－第4版（令和元年度）」（京都府教育委員会 令和2年3月）
- 「人権学習資料集（高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成22年、平成31年）
- 「人権学習資料集（中学校編Ⅰ～Ⅱ）」（京都府教育委員会 平成21年、平成30年）
- 「人権学習資料集（小学校編Ⅰ～Ⅳ）」（京都府教育委員会 平成18年～20年、平成29年）
- 「人権学習実践事例集（小学校編Ⅰ～Ⅱ 中学校編Ⅰ～Ⅱ 高等学校編Ⅰ～Ⅱ）」
（京都府教育委員会 平成24年～26年、令和3～5年）
- 「人権教育指導者ハンドブック（社会教育編）」（京都府教育委員会 平成30年3月）